

## 台湾 BSMI : 情報処理機器及び AV 機器の規格改定に関する FAQ

お客様から頂いた質問を元に、情報処理機器及び AV 機器の安全・EMC 規格改定に関する FAQ 資料を作成しました。作成にあたっては 2022 年 3 月 18 日に開催された BSMI 技術会議の議事録等を参照するとともに、一部、弊社独自に確認した内容も追加しています。皆さまの理解の一助となれば幸いです。

### EMC 規格

【旧規格】 CNS 13438,95 年版(CISPR 22:2005-04 相当)

CNS 13439,93 年版(CISPR 13:2001 相当)

【新規格】 CNS 15936,105 年版(CISPR 32:2015 相当)

### 安全規格

【旧規格】 CNS 14336-1,99 年版(IEC 60950-1:2013 相当)

CNS 14408,93 年版(IEC 60065-2001 相当)

【新規格】 CNS 15598-1,109 年版(IEC 62368-1:2018,第 3 版相当)

Q1. 装置として新規格で BSMI 認証を申請する際、装置が使用する電源（内蔵、外付け含む）の BSMI 認証書が旧規格のものであっても認められますか。

A1. 認められます。電源の BSMI 認証が有効である限り、電源の規格と装置の規格は異なっても問題ありません。但し、電源の認証が失効すると装置の認証も失効してしまうため、旧規格の電源 BSMI 認証を使用して装置の認証(新規格)を申請するときは特に注意が必要です。この場合、電源の BSMI 認証が失効する前に変更申請を行い、電源の新規格の認証書を提出してください。

また、電源単体として BSMI の認証がなく、装置とともに CB レポートから台湾の安全レポートに書き換えを行う場合、電源の CB レポート規格は新規格に対応するもの（IEC 62368-1）でなければなりません。例えば、以下のケースは認められません。

	EMC	安全
装置	新規格で評価	IEC 62368-1 の CB レポートから新規格(CNS 15598-1)に書き換え
内蔵電源	装置とともに新規格で評価	IEC 60950-1 の CB レポートから旧規格(CNS 14336-1)に書き換え

---

Q2. 安全の新規格は IEC 62368-1:2018,第 3 版相当ということですが、当社の装置はまだ同規格の CB 認証を取得していません。IEC 62368-1:2014,第 2 版の CB は使用できるでしょうか。

A2. IEC 62368-1:2014,第 2 版の CB レポートを元に、台湾の新規格の安全レポートを作成することは可能です。但し、差分に関しては現地試験所で追加の評価を行う必要があります。

---

Q3. BSMI 認証を申請する際、EMC は新規格で安全は旧規格という申請ができますか？

A3. できません。EMC と安全の規格はセットなので、ともに新規格である、またはともに旧規格という形の申請しか認められません。

---

Q4. 旧規格で BSMI 認証取得済みですが、新規格との差分を追加評価することにより新規格での申請はできますか？

A4. (i) EMC の場合：旧規格で認証取得済みの製品について、当該認証書の規格更新を申請する場合、EMC レポートはオリジナルのレポートのワーストモードのみを新規格で再評価することにより新規格のレポートを発行してもよいとされています。(再評価はオリジナルのレポートを発行した試験所のみ可能)。但し、新たに認証を申請する場合および認証有効期限の 6 年に達して改めて申請する場合は、新規格で全モードを測定した EMI レポートが必要です。

(ii) 安全の場合：新規格の安全レポートは、旧規格の安全レポートのデータを引用することはできません。

---

Q5. BSMI の公示では、2024 年 1 月 1 日以降は旧規格の認証書の更新はできず、新規格で再申請が必要とあります。認証書の更新は 3 カ月前から申請できるかと思いますが、2024 年 2 月 1 日に期限が切れる旧規格の認証書は、2023 年 12 月 31 日までならば更新の申請ができますか？

A5. 可能です。認証書の更新申請は 3 カ月前から可能なため、早めの申請をおすすめします。

---

Q6. EMC の新規格のクラス A 機器警告文は旧規格(CNS 13438)のものと少し違うようですが、新規格の警告文に切り替える必要があるでしょうか？

A6. 新規格で申請する際は、新規格の警告文を使用してください。同時に 2 つの警告文があっても問題ありません。

また、旧規格においては「製品本体と使用説明書」両方への表示が求められていましたが、新規格で申請する場合は、「製品本体または使用説明書」いずれかへの表示でよいことになりました。

【新規格：CNS 15936】

**警告：為避免電磁干擾，本產品不應安裝或使用於住宅環境。**

（和訳）警告：電波妨害を避けるため本製品は住宅環境において設置または使用すべきではありません。

【旧規格：CNS 13438】

**警告使用者：**

此為甲類資訊技術設備，於居住環境中使用時，可能會造成射頻擾動，在此種情況下，使用者會被要求採取某些適當的對策。

（和訳）使用者への警告：本製品はクラス A 情報処理機器です。居住環境で使用する場合、電波妨害が起こることがあります。このような状況において、使用者は適切な対策を講じてください。

以上